

加美町観光ビジョン策定業務 公募型プロポーザル実施要項

1. 趣旨

この要項は、加美町観光ビジョン策定業務の委託候補者を選定するために行う公募型プロポーザルに関して、必要な事項を定めるものである。

2. 委託する業務の内容

別紙「加美町観光ビジョン策定業務仕様書」のとおり

3. 委託期間

契約日から令和4年2月28日まで

4. 委託上限額

3,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

5. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年法律第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 加美町入札等参加業者指名停止要領に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

6. 企画提案に関する手続き

(1) 参加申込書の提出

企画提案に参加する者は、参加申込書（様式1）を次により提出すること。

ア 提出期限：令和3年9月10日（金）午後5時

イ 提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る）により、加美町役場産業振興課商工観光係まで提出（送付先は9を参照）。

(2) 企画提案に関する質問

提案書作成に関する質疑については、以下の手順により提出すること。

ア 提出期限：令和3年9月6日（月）午後5時

イ 提出方法：電子メール

ウ 提出先：加美町役場産業振興課商工観光係

エ 質問様式：質問書（様式2）にて、以下の項目を明記すること。

- ・電子メールの件名は「加美町観光ビジョン策定業務に関する質問」と明記すること。
- ・質問者の会社・団体名、所在地、部署名、担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。
- ・提案書の審査に関する質問には回答しない。

オ 回答方法：加美町WEBサイトに掲載する。

回答は、質問者の名を伏せた上で掲載するので、参加申込者は必ず他者の質問・回答を確認すること。

なお、質問または回答の内容が特定の質問者の具体的な提案事項に密接にかかわる場合は当該質問者にのみ回答する。

カ 回答時期：令和3年9月8日（水）

（3）参加資格要件の審査

6（1）の参加申込書の提出があった者については、資格要件の審査を行い、要件を満たしていないと認められるときは、その旨及び理由を企画提案書提出期限までに通知する。

（4）企画提案書の提出

企画提案書を次により提出すること。

ア 提出期限：令和3年9月22日（水）正午

イ 提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る）により、加美町役場産業振興課商工観光係まで提出すること（送付先は9を参照）。

ウ 企画提案書について

(ア) 「企画提案書提出票」（様式3）に従い、必要書類を提出すること。

- ・企画提案書（A4判概ね30ページ以内、任意様式）
- ・事業経費見積書（任意様式）※積算根拠が分かるよう記載すること
- ・業務責任者名及び業務遂行体制（A4判、任意様式）
- ・業務スケジュール表（A4判、任意様式）

(イ) 提出部数は、紙媒体13部及び電磁記録媒体文書1部とする。

エ 企画提案書記載事項

町が示す参考資料を基に、「加美町観光ビジョン策定業務委託仕様書

7 業務内容」を具体的に提案し、企画提案書に記載すること。

(5) 一次審査

提出された参加申込書及び添付書類並びに企画提案書にて資格要件及び提案内容の審査を行う。資格要件を満たした提案が6者以上あった場合は、提案書をもとに書類審査を行い、高い評価を得た5者を選定する。審査結果は電子メールにて通知する。

(6) 二次審査（プレゼンテーション）

委託候補者の選定は、「加美町観光ビジョン策定業務委託事業者審査委員会」（以下、「審査会」という。）を設置し、プロポーザル参加者からプレゼンテーションを受け、提案の内容を以下の審査基準に従い審査する。

ア 審査基準（企画提案は、次の基準に基づいて審査・採点を行う。）

項目	審査の視点	配点
1 事業のコンセプト、基本的な考え方	事業目的や新しい生活様式への対応など仕様書の内容を満たした提案となっているか	10
	加美町の観光産業の活性化と、地域経済の循環に繋がるようなコンセプトになっているか	15
2 事業内容の適切性	データ等を活用した、的確な分析やマーケティングが遂行できるか	10
	加美町及び周辺地域の観光資源の整理や、キーワードに沿ったビジョン策定ができるか	15
	観光ビジョン検討委員会等で観光における専門的な観点からの的確なアドバイスができるか	15
	観光商品の造成など、的確なアクションプランの設定ができるか	15
3 実現性・業務遂行の確実性	提案事項を確実に実行できる体制及びスケジュールになっているか	10
	見積内容と提案内容の整合が取れているか	5
4 事業費について	見積額が予定価格を下回っているか（コスト削減に努めているか）	5
合計		100

イ 開催期日：令和3年10月1日（金）（予定）

ウ プロジェクターを用いた説明とする（プロジェクター及びスクリーンは会場に用意するので、パソコンは提案者が持参すること）。

エ 説明者の入室は3名以内とする。また、説明は1者15分以内とし、その後10分程度の質疑応答を行う。

オ 説明資料は提出した企画提案書以外認めない。また、場所や開始時間等詳細については別途通知する。

(7) 委託契約候補者の選定の方法

ア 審査委員ごとの順位付け

各審査委員は、提案者ごとに(7)の審査基準に基づいた評価の合計点数をもとに、上位から順に1位から3位までの順位付けを行う。同点がある場合は、見積額が安価な提案者を上位とする。ただし、各審査委員の合計点数の総計が5割未満の場合は選定しないものとする。

イ 委託契約候補者の選定

各審査委員が行った順位付けに対して、1位は4点、2位は2点、3位は1点の順位点を付ける。各審査委員の順位点を総計して、最も得点の高い者を委託候補者(以下、優先交渉権者とする。)として選定する。最も得点の高い者が複数だった場合は、見積額が安価な提案者を優先交渉権者として選定する。

(8) 選考結果通知

審査結果は、参加者に電子メール及び文書にて通知する。また、加美町WEBサイトにおいて公表する。

7. プロポーザル参加に際しての留意事項

- (1) 同一の提案者による複数の提案は受け付けない。
- (2) 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする。
- (3) 提出された書類の内容を変更することは認めない。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 参加に要する経費は、すべて参加者の負担とする。
- (6) 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届(様式4)を提出すること。

8. 業務委託候補者選定後の手続き等

(1) 契約手続

町と優先交渉権者は、委託業務に係る業務仕様書について協議する。見積書を徴取し、予定価格の範囲内で加美町財務規則に定める随意契約の手続きにより優先交渉権者と契約を締結する。なお、協議が整わない場合は、審査結果において総合評価が次点の候補者(次順位候補者)と協議することとなる。

(2) 契約保証金

契約の際には、地方自治法施行令第167条の16及び加美町財務規則第105条の規定により、原則として契約保証金（契約金額の100分の10以上）を納付すること。

(3) 委託料の支払

受託者は、委託業務の完了検査後に請求書を提出し、町は委託料を支払うものとする。

(4) 業務の再委託

受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託することはできない。

ただし、委託者が特別な理由があると認め、あらかじめ、これを承諾した場合には、この限りではないものとする。

(5) 個人情報の取扱い

受託者が業務を行うにあたり取得した個人情報の取り扱いについては、加美町個人情報保護条例（平成17年加美町条例第29号）に基づき、適切に行うこと。

(6) 守秘義務

受託者は、委託業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(7) その他

委託契約の締結にあたっては、地方自治法及び加美町財務規則をはじめとする諸規程が適用される。

9. 参加、企画提案書等の提出及び、問い合わせ先

〒981-4292 宮城県加美郡加美町字西田三番5番地

加美町役場 産業振興課 商工観光係

電話：0229-63-6000

FAX：0229-63-3398

E-mail：shoukougankou@town.kami.miyagi.jp

担当：早坂・千葉